

【1995年2月1日】国民健康保険制度及び老人保健制度の改正について（答申）

社会保障制度審議会（総会第483回）

平成7年2月1日

厚生大臣 井出 正一殿

社会保障制度審議会
会長 隅谷 三喜男

国民健康保険制度及び老人保健制度の改正について（答申）

平成7年1月27日厚生省発保第9号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

国民健康保険制度、老人保健制度について、本審議会はかねてより重大な関心を払っており、平成元年には「国民健康保険制度の長期安定確保策について」の意見をまとめ、具申しているところである。この中でも「国保制度の長期的安定を保つための抜本的対策の探究が21世紀に向けての社会保険を基盤とした医療保障全体にわたる検討の中で行われなければならない」としている。さらに、「保険者間に医療費や所得の格差があり、種々の要因もあって保険料にも相当の格差が生じている」具体的な個々の被保険者についてみれば、中堅所得者層における負担が相当重くなっている」とし、保険料のあり方、国庫負担の増額を図りながらの保険基盤安定制度などの検討・改善を要望し、国はもとより地方公共団体、保険者に適切な対策を講じることを求めている。この間、種々の施策は行われたものの、事情は依然として基本的に改善されてはいない。

一方老人保健制度については、発足当初、「制度の仕組みの面に若干の無理はあるものの、一つの新しい考え方に立つ」との見地に立ちつつも、昭和61年改正に当たっては「老人対策の中長期的展望が不十分なためにその内容は現実対応を急ぐあまりの結果ではないかとの憂慮を生む」とし、平成2年の国民健康保険制度の改正に当たって「国保制度の恒久的安定にとっては、老人保健制度の改革が不可欠である」との指摘も行っている。

老人医療費拠出金のあり方、国民健康保険における医療費、保険料格差是正等、どの問題をとっても部分的な対処で乗り切れるものではなくってきている。本審議会が以前から指摘しているように、21世紀に向けて国民の不安を除くため、介護問題を始め医療制度を含め、医療保険制度全体にわたる抜本的な検討、改革はいまや避けて通れない局面に入っている。しかもそれは急を要する。関係者の真摯な努力を求めたい。今回の諮問である国民健康保険制度の改正、老人保健制度の改正は、いずれもそれまでの当面の処置として了解する。